

違憲状態首相：違憲状態国会議員

意見広告

第1 2012年最高裁判決（一人一票裁判）

1 2012年最高裁判決（多数意見）は、「参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見出しづらい」と判断した。

平たく言えば、「投票価値の平等の要請」の点では、

『参院選の選挙権は、衆院選の選挙権と同じである』と
判断した。

同判決は、『参院選の一票の価値は、参院の独自性を理由に、衆院選の一票の価値より「1票の格差」が大きくて当然である』としてきた、過去40余年間続いた『国家の仕組み』を根本的に変える、革命的な判決である。

一人一票実現国民会議は、日本のために、この歴史的判決を下した最高裁判所裁判官を心の底から深く、深く尊敬する。

2 ここで、2012年仏大統領選を例にとって、『主権者（国民）の多数決』（民主主義）の問題を考えてみよう。

51.6%（1800万票）得票のオランド氏が大統領に当選し、48.4%（1686万票）得票のサルコジ氏は落選した。ここで、仏大統領選は、「一人一票」である。

ところが、仮に、1.1倍の「1票の格差」（最大）（=1票対0.9票の「住所差別」＝「清き0.9票」）があったとすると、オランド氏の当選は、保障されない。

『非「一人一票」選挙（例えば、「清

き0.9票」）の結果、1686万票（48.4%）のサルコジ氏が当選して、1800万票（51.6%）のオランド氏が落選することが、オカシイこと』は、小学生ですら、分かることである。

3 民主・自民・公明の「0増5減」（衆院選）案は、「一票の格差」を現行の「2.3倍」から「1.75倍」に（即ち、「一票の住所差別」を「清き0.4票」から「清き0.6票」に）修正するものでしかない。

「一人一票」の雪ダルマは、今、坂を転がり始めた。

「0増5減」（「清き0.6票」）を正当化し得る理由は何もない。

よって、転がり始めた雪ダルマを「0増5減」案（「清き0.6票」）の中間駅で止めることはできない。数年のうちに、「一人一票」の終着駅に達して、止まるであろう。

4 2012年最高裁判決で、最高裁判官（15名）は全員、

「主権者（国民）は、一人一票である」と明言しなかった。

この1点だけを理由として、日本を「代議制民主主義国家」に変えるという目的実現のために、

「一人一票実現国民会議」有志は、主権者として、心を鬼にして、次回の最高裁判所裁判官の国民審査に付される（憲法79条）、上記したとおり、深く尊敬する10名の裁判官全員：

【①須藤正彦 ②千葉勝美 ③横田尤孝 ④白木勇 ⑤岡部喜代子 ⑥大谷剛彦 ⑦寺田逸郎 ⑧大橋正春 ⑨山浦善樹 ⑩小貫芳信】
（敬称略・任官順）

に不支持票（×印）を投票する。

第2 「違憲状態国会議員」

1 最高裁は、2011年3月に、「衆院選は、違憲状態」と判決し、2012年10月に、「参院選は、違憲状態」と判決した。ということは、

① 現職の国会議員は、「違憲状態国会議員」である。

② 「違憲状態国会」によって指名された野田総理大臣は、「違憲状態首相」である。

③ 「違憲状態内閣」によって、任命された最高裁判所裁判官は、「違憲状態最高裁判所裁判官」である。「違憲状態内閣」により任命された高等裁判所裁判官、地方裁判所裁判官は、「違憲状態高等裁判所裁判官」、「違憲状態地方裁判所裁判官」である。

④ 「違憲状態首相」によって直接又は間接に、任命されている国家公務員も、「違憲状態国家公務員」である。

2 国家権力（行政、立法、司法の三権）は、「違憲状態国会議員」「違憲状態国家公務員」「違憲状態裁判官」によって、違憲状態の法律に従って行使されている。よって、国家権力は、実質的に、正当性を欠いている。

その意味で、日本は、「法治国家」ではない。事は、深刻である。

3 尖閣諸島、竹島、北方領土がここ2年間、急に集中して問題化した。5年間に6人の首相が交替した日本（「違憲状態国家」）は、軽く見られている、と推察される。

一人一票の保障の無い「違法状態

国家」（日本）が、10年後に、（一人一票の多数決で行政のトップを選挙している）韓国、台湾と、世界市場で、互角に競争できているか、疑問である。

第3 ①みんなの党の「一人一票」選挙立法公約、②2011年参院議長案

1 みんなの党は、衆院選につき、「一人一票」選挙制度（人口基準選挙）の立法を公約している。

2 2011年、故西岡武夫参院議長は、一票の不平等（最大）を1.066倍（=「清き0.938票」）とする参院選挙制度立法の参院議長案を公に提案した。やれば、出来るのである。

第4 代議制民主主義の3本の柱

1 代議制民主主義は、

①「主権者は、国民である」、
②「正当（な）選挙」、
③「国会議員の多数決」

の3本の柱から成り立っている。

代議制民主主義では、②「正当（な）選挙」こそ、国家統治の仕組みの命綱である。なぜならば、「正当（な）選挙」（即ち、人口基準選挙）は、「国会議員の多数決」を「主権者（国民）の多数決」に同時に変換するための「国民総参加の手続」（換言すれば、「変換ソフト」）だからである。

非「人口基準選挙」（=非「一人一票」選挙）によると、少数の有権者が、必ず、多数の国会議員を選出することになる。その結果、国民は、国会議員を通じて、国民の多数決で、三権を支配できると

いう「保障」を失う。

即ち、非「人口基準選挙」は、「国民主権」と両立しない。

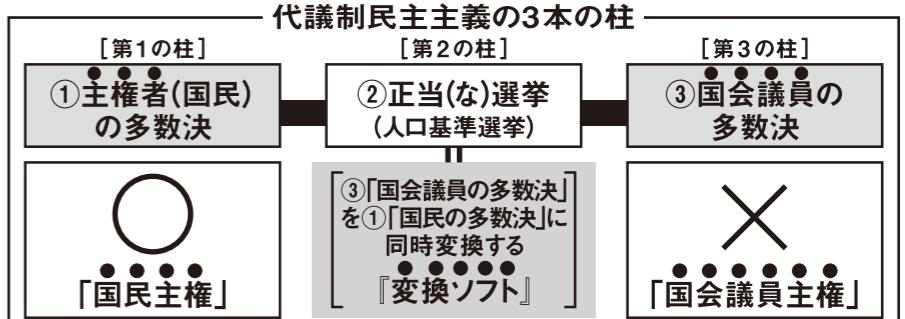
2 18世紀のイギリスの法律家・ベンサムは、民主主義の法理として、国民の「最大多数の最大幸福」を唱えた。

代議制民主主義は、主権者（国民）が、国会議員を通じて、主権者の多数意見

で、立法、行政、司法の三権（国家権力）を行使するという、潔い「割り切り」である。

人口の少数が、国会議員の多数を選び、その国会議員が、多数決で三権を支配したのでは、

国会議員の「最大多数の最大幸福」、ひいては、「国会議員主権国家」に成り下がる。



次回の最高裁判所裁判官・国民審査を受ける裁判官（敬称略・任官順） ×:「一人一票」に反対

	氏名	出身
× 1. 須藤正彦*	弁護士	
× 2. 千葉勝美	裁判官	
× 3. 横田尤孝	検察官	
× 4. 白木勇	裁判官	
× 5. 岡部喜代子	裁判官・学者	
× 6. 大谷剛彦	裁判官	
× 7. 寺田逸郎	裁判官	
× 8. 大橋正春	弁護士	
× 9. 山浦善樹	弁護士	
× 10. 小貫芳信	検察官	

*須藤裁判官は参院選では、1人1票を認めませんでした。

次回の最高裁判所裁判官・国民審査を受ける裁判官（敬称略・任官順） ×:「一人一票」に反対

	氏名	出身
× 1. 須藤正彦*	弁護士	
× 2. 千葉勝美	裁判官	
× 3. 横田尤孝	検察官	
× 4. 白木勇	裁判官	
× 5. 岡部喜代子	裁判官・学者	
× 6. 大谷剛彦	裁判官	
× 7. 寺田逸郎	裁判官	
× 8. 大橋正春	弁護士	
× 9. 山浦善樹	弁護士	
× 10. 小貫芳信	検察官	

*須藤裁判官は参院選では、1人1票を認めませんでした。

国民は、主権者です。国民は、自らの判断で、参政権の行使として、上記「切り抜き」を選挙投票所に持参し、合法的に、「切り抜き」を参考しながら、該当の裁判官に不信感（×）の印を付けて、投票できます。

あなたの1票が何票の価値かチェック!
<http://www.ippyo.org/> 一人一票 検索
 お問い合わせ ippyo@ippyo.org Fax.03-3780-3221
 合わせ EmailとFaxのみで受付けております。
 連絡先:〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6



一人一票実現国民会議

違憲状態首相：違憲状態国会議員 意見広告

第1 2012年最高裁判決（一人一票裁判）

1 2012年最高裁判決（多数意見）は、「参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見出しづらい」と判断した。

平たく言えば、「投票価値の平等の要請」の点では、

『参院選の選挙権は、衆院選の選挙権と同じである』と

判断した。

同判決は、『参院選の一票の価値は、参院の独自性を理由に、衆院選の一票の価値より「1票の格差」が大きくなるべきである』として、過去40余年間続いた『国家の仕組み』を根本的に変える、革命的な判決である。

一人一票実現国民会議は、日本のために、この歴史的判決を下した最高裁判所裁判官を中心底から深く、深く尊敬する。

次回の最高裁判所裁判官・国民審査を受ける裁判官（敬称略・任官順）

×:「一人一票」に反対

氏名	出身
× 1. 須藤 正彦*	弁護士
× 2. 千葉 勝美	裁判官
× 3. 横田 尤孝	検察官
× 4. 白木 勇	裁判官
× 5. 岡部 喜代子	裁判官・学者
× 6. 大谷 剛彦	裁判官
× 7. 寺田 逸郎	裁判官
× 8. 大橋 正春	弁護士
× 9. 山浦 善樹	弁護士
× 10. 小貫 芳信	検察官

*須藤裁判官は参院選では、1人1票を認めませんでした。

国民は、主権者です。国民は、自らの判断で、参政権の行使として、上記「切り抜き」を選挙投票所に持参し、合法的に、「切り抜き」を参考にしながら、該当の裁判官に不信任（×）の印を付けて、投票できます。

2 ここで、2012年仮大統領選を例にとって、「主権者（国民）の多数決」（民主主義）の問題を考えてみよう。

51.6%（1800万票）得票のオランド氏が大統領に当選し、48.4%（1686万票）得票のサルコジ氏は落選した。ここで、仮大統領選は、「一人一票」である。

ところが、仮に、1.1倍の「1票の格差」（最大）（=1票対0.9票の「住所差別」）=「清き0.9票」があったとすると、オランド氏の当選は、保障されない。

『非一人一票』選挙（例えば、「清き0.9票」）の結果、1686万票（48.4%）のサルコジ氏が当選して、1800万票（51.6%）のオランド氏が落選することが、オカシイことは、小学生ですら、分かることである。

3 民主・自民・公明の「0増5減」（衆院選）案は、「一票の格差」を現行の「2.3倍」から「1.75倍」に（即ち、「一票の住所差別」を「清き0.4票」から「清き0.6票」に）修正するものでしかない。「一人一票」の雪ダルマは、今、

坂を転がり始めた。

「0増5減」（「清き0.6票」）を正当化し得る理由は何もない。

よって、転がり始めた雪ダルマを「0増5減」案（「清き0.6票」）の中間駅で止めることはできない。数年のうちに、「一人一票」の終着駅に達して、止まるであろう。

4 2012年最高裁判決で、最高裁判官（15名）は全員、

「主権者（国民）は、一人一票である」と明言しなかった。

この1点だけを理由として、日本を「代議制民主主義国家」に変えるという目的実現のために、

「一人一票実現国民会議」有志は、主権者として、心を鬼にして、次回の最高裁判所裁判官の国民「審査に付」される（憲法79条）、上記したとおり、深く尊敬する10名の裁判官全員：

- 【① 須藤 正彦 ⑥ 大谷 剛彦
- ② 千葉 勝美 ⑦ 寺田 逸郎
- ③ 横田 尤孝 ⑧ 大橋 正春
- ④ 白木 勇 ⑨ 山浦 善樹
- ⑤ 岡部 喜代子 ⑩ 小貫 芳信】

（敬称略・任官順）

に不支持票（×印）を投票する。

第2 「違憲状態国会議員」

1 最高裁は、2011年3月に、「衆院選は、違憲状態」と判決し、2012年10月に、「参院選は、違憲状態」と判決した。

ということは、

① 現職の国会議員は、「違憲状態国会議員」である。

② 「違憲状態国会」によって指名された野田総理大臣は、「違憲状

態首相」である。

③ 「違憲状態内閣」によって、任命さ

れた最高裁判所裁判官は、「違憲状態最高裁判所裁判官」である。

「違憲状態内閣」により任命された高等裁判所裁判官、地方裁判所裁判官は、「違憲状態高等裁判所裁判官」、「違憲状態地方裁判所裁判官」である。

④ 「違憲状態首相」によって直接又は間接に、任命されている國家公務員も、「違憲状態国家公務員」である。

2 国家権力（行政、立法、司法の三権）

は、「違憲状態国会議員」、「違憲状態国家公務員」、「違憲状態裁判官」によって、違憲状態の法律に従って行使されている。

よって、国家権力は、実質的に、正当性を欠いている。

その意味で、日本は、「法治国家」ではない。事は、深刻である。

3 尖閣諸島、竹島、北方領土がここ2年間、急に集中して問題化した。5年間に6人の首相が交替した日本（「違憲状態国家」）は、軽く見られている、と推察される。

一人一票の保障の無い「違法状態国家」（日本）が、10年後に、（一人一票の多数決で行政のトップを選挙している）韓国、台湾と、世界市場で、互角に競争できているか、疑問である。

第3 ①みんなの党の「一人一票」選挙立法公約、②2011年参院議長案

1 みんなの党は、衆院選につき、「一人一票」選挙制度（人口基準選挙）

の立法を公約している。

2 2011年、故西岡武夫参院議長は、一票の不平等（最大）を1.066倍（=「清き0.938票」）とする参院選挙制度立法の参院議長案を公に提案した。

やれば、出来るのである。

第4 代議制民主主義の3本の柱

1 代議制民主主義は、

- ①「主権者は、国民である」、
- ②「正当（な）選挙」、
- ③「国会議員の多数決」

の3本の柱から成り立っている。

代議制民主主義では、②「正当（な）選挙」こそ、国家統治の仕組みの命綱である。なぜならば、「正当（な）選挙」（即ち、人口基準選挙）は、「国会議員の多数決」を「主権者（国民）の多数決」に同時に変換するための「国民総参加の手続」

（換言すれば、変換ソフト）だからである。

非「人口基準選挙」（=非「一人一票」選挙）によると、少数の有権者が、必ず、多数の国会議員を選出することになる。

その結果、国民は、国会議員を通じて、国民の多数決で、三権を支配できるという「保障」を失う。

即ち、非「人口基準選挙」は、「国民主権」と両立しない。

2 18世紀のイギリスの法律家・ベンサムは、民主主義の法理として、国民の「最大多数の最大幸福」を唱えた。

代議制民主主義は、主権者（国民）が、国会議員を通じて、主権者の多数意見で、立法、行政、司法の三権（国家権力）を行使するという、深い「割り切り」である。

人口の少数が、国会議員の多数を選び、その国会議員が、多数決で三権を支配したのでは、

国会議員の「最大多数の最大幸福」、ひいては、「国会議員主権国家」に成り下がる。

代議制民主主義の3本の柱

【第1の柱】

①主権者（国民）の多数決

「国民主権」

【第2の柱】

②正当（な）選挙（人口基準選挙）

「③国会議員の多数決」を①「国民の多数決」に同時変換する「変換ソフト」

【第3の柱】

③国会議員の多数決

「国会議員主権」



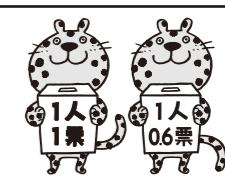
あなたの1票が何票の価値かチェック！

<http://www.ippyo.org/> 一人一票 検索

[お問い合わせ] ippyo@ippyo.org Fax.03-3780-3221

[お問い合わせ] EmailとFaxのみで受付けております。

連絡先：〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6



一人一票実現国民会議